



う形で7月1日には掲載されません。このように規定審議会は、国際ロータリーの運営に関する規定変更を民主的な手続きでロータリーの会員に提供する会合であると考えられます。

今回の規定審議会の制定案での決定事項は、7月1日より実施されておりますが、もう皆様もよくご存じのように、クラブの自主性が大幅に認められました。例会の回数は月2回以上、入会金規定の削除、Eクラブの区別をなくす、出席免除規定に20年以上のロータリー歴を加える、ローターアクターとロータリー学友を正会員に認める、人頭分担金を毎年4ドル上げるというなどが決定しました。規定審議会の決定というのは、すなわち規則の変更を意味することで、制定案の場合には、RI定款、ロータリー細則、それに標準ロータリークラブ定款の3つの改正を意味します。従いまして規定審議会の開催される3年ごとに各クラブの定款や細則の変更が求められます。わが宇部RCも昨年11月から定款・細則検討会を発足しました。本日まで何回も会合を重ねて議論して、お手元にお届けできるようになりました。これも定款・細則検討会の福田委員長を初め、1行ずつ丁寧に検討を頂きました金子準二様、藤井良康様、西村正彦様、金子正己様、猪熊哲彦様には、厚くお礼申し上げます。本日は、規定審議会についてお話をしました。